平成２８年（フ）第３６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3323番地６
債務者　佐藤　　栄
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
長野県東御市羽毛山717番地１　市営住宅羽毛山住宅団地　Ｂ203
債務者　小山　　愛
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１８号
長野県上田市上田原1069番地２　福泉貸住宅１号
債務者　宮坂　健太（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１９２号
愛知県春日井市上条町２丁目１番地１　サウスコート春日井303号
債務者　青木　康浩
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
三重県鈴鹿市国分町1374番地の２　国分ハイツ203
債務者　山本　賢信
１　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０号
大津市堅田１丁目２番30号、住民票上の住所大津市本堅田４丁目28番27号ＧＲＡＮＰＡ21２号
債務者　山寿建装こと　山野　一実
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
大津市苗鹿２丁目32番７号グリーンハイツ101号室、前住所大津市比叡辻２丁目９の23レオパレスウメ203号室
債務者　光島　侑希
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
滋賀県甲賀市甲南町池田1545番地57
債務者　木戸口秀司
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
滋賀県甲賀市甲南町池田1545番地57
債務者　木戸口めぐみ（旧姓村野）
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
大津市南郷１丁目19番１号
債務者　富高　隆彦
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０号
大津市坂本６丁目22番９―204号
債務者　兼田　洋生
１　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
奈良県天理市田部町212番地　ベル・ブライトＮ203号室、住民票上の住所奈良県天理市櫟本町3039番地６
債務者　山添　友徳
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６７号
奈良市南登美ヶ丘２番７―103号
債務者　中尾久美子（旧姓塚本）
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７３３号
広島市南区西蟹屋３丁目３番13―302号
債務者　藤川　建美
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５号
広島市西区庚午南２丁目33番36―507号
債務者　松藤　　真
１　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８号
福岡県柳川市三橋町蒲船津427番地20、住民票上の住所福岡県柳川市三橋町吉開353番地
債務者　石井　睦通
１　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
　　福岡地方裁判所柳川支部破産係